

	平成18年	9月28日	四運自公第30号
一部改正	平成19年	8月1日	四運自公第20号
一部改正	平成20年	7月1日	四運自公第16号
一部改正	平成21年	11月30日	四運自公第52号
一部改正	令和5年	8月8日	四運自公第19号
一部改正	令和5年	10月4日	四運自公第40号
一部改正	令和5年	10月31日	四運自公第44号
一部改正	令和8年	2月9日	四運自公第30号

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可申請事案
及び事業計画変更認可申請事案等の処理方針について

一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可申請事案等の審査は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第6条に基づいて行うものであるが、適切かつ迅速な処理を図るため、審査の基準を次のとおり定めたので、公示する。

平成18年 9月28日

四国運輸局長 石田 育男

記

1 業務の範囲

次に掲げる者及びその付添人の輸送に限る。

- ① 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
- ② 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- ③ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
- ④ 上記①～③に該当する者のほか、肢体不自由、内部障害、精神障害及び知的障害その他の障害を有する等により単独での移動が困難な者であって、単独でタク

シーその他の公共交通機関を利用することが困難な者

- ⑤ 消防機関又は消防機関と連携するコールセンターを介して、患者等搬送事業者による搬送サービスの提供を受ける患者

2 許可

(1) 営業区域

原則として、県単位とする。

ただし、県境に接する市町村に営業所を設置する場合にあっては、山岳、河川、海峡等地形・地勢的要因による隔たりがなく、経済事情等に鑑み同一地域と認められる隣接県の隣接する市町村であって、四国運輸局長が適当と認める場合には、隣接市町村を含む区域を営業区域とすることができる。

なお、隣接市町村を含む区域を設定した後に、合併等により、当該市町村の区域が変更された場合は、従前の区域を営業区域とする。

(2) 営業所

配置する事業用自動車に係る運行管理及び利用者への営業上の対応を行う事務所であって、次の各事項に適合するものであること。

- ① 営業区域内（(1)ただし書きによる隣接市町村の区域を除く。）にあること。
なお、複数の営業区域を有するものにあつては、それぞれの営業区域内にあること。
- ② 申請者が、土地、建物について1年以上の使用権原を有するものであること。
- ③ 建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、消防法（昭和23年法律第186号）、農地法（昭和27年法律第229号）等関係法令の規定に抵触しないものであること。
- ④ 事業計画を的確に遂行するに足る規模のものであること。

(3) 事業用自動車

- ① 申請者が使用権原を有するものであること。
- ② 福祉輸送事業限定に使用する事業用自動車（以下「福祉輸送自動車」という。）は、次に掲げる自動車とする。
 - (イ) 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）第51条の3第1項第7号に規定する福祉自動車（車椅子若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車。以下「福祉自動車」という。）
 - (ロ) (イ)によらず、セダン型等の一般車両を使用する場合にあっては、2（10）⑦に規定する要件を満たした者が乗務する自動車。

(4) 最低車両数

1 営業所に1両以上の事業用自動車を配置するものであること。

(5) 自動車車庫

- ① 原則として営業所に併設するものであること。ただし、併設できない場合は、遠隔点呼が行われる自動車車庫を除き、営業所から直線で2キロメートルの範囲内において運行管理をはじめとする管理が十分可能であること。
- ② 営業所に配置する事業用自動車の全てを確実に収容できるものであること。
- ③ 原則として他の用途に使用される部分と明確に区画されているものであること。ただし、自動車車庫を使用しない時間帯において他の用途として使用することができるほか、他の施設の駐車場として供用されている土地を自動車車庫として使用することができる。
- ④ 申請者が、土地、建物について1年以上の使用権原を有するものであること。
- ⑤ 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであること。
- ⑥ 事業用自動車の点検、整備及び清掃のための施設が設けられていること。
- ⑦ 事業用自動車の出入りに支障がない構造であり、前面道路が車両制限令（昭和36年政令第265号）に抵触しないものであること。

なお、前面道路が私道の場合にあっては、原則として当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があること。

(6) 休憩、仮眠又は睡眠のための施設

- ① 事業計画を的確に遂行するに足る規模を有し、適切な設備を有するものであること。なお、休憩、仮眠又は睡眠のための施設を使用しない時間帯において他の用途として使用することができるほか、他に供用されている施設を休憩、仮眠又は睡眠のための施設として使用することができる。
- ② 他の用途に使用される部分と明確に区画されているものであること。
- ③ 事業計画に照らし運転者及び特定自動運行保安員が常時使用することができるものであること。
- ④ 申請者が、土地、建物について1年以上の使用権原を有するものであること。
- ⑤ 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであること。

(7) 自動運行旅客運送を行う場合の取扱い

施行規則第6条第1項第8号に規定する自動運行旅客運送の用に供する事業用自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類が添付されていること。

(8) 特定自動運行旅客運送を行う場合の取扱い

- ① 施行規則第6条第1項第9号に規定する特定自動運行旅客運送に係る道路交通法（昭和35年法律第105号）第75条の12第2項に規定する申請書の写しその他の同条第1項の許可の見込みに関する書類が添付されていること。
- ② 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）第15条の2に規定する特定自動運行保安員の選任数及びその考え方並びに配置場所が明示され、かつ事業計画を遂行するにあたり輸送の安全の観点から適切なものであること。

③ 特定自動運行保安員が乗務しない場合にあつては、運輸規則第15条の2第2項第2号イに定める装置を当該特定自動運行旅客運送の用に供する事業用自動車に備えられていること。

(9) 管理運営体制

- ① 法人にあつては、当該法人の役員のうち1名以上が専従するものであること。
- ② 営業所ごとに、運輸規則第47条の9の規定により義務づけられる常勤の有資格の運行管理者の員数を確保する管理計画があること。この場合において、運輸規則第22条第1項に基づき四国運輸局長が指定する地域において法第23条の2第1項第2号の規定により運行管理者資格者証の交付を受けた者を運行管理者として選任する場合には、申請に係る営業区域において5年以上の実務の経験を有するものであること。
- ③ 運行管理を行う体制及び運行管理を担当する役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。
- ④ 自動車車庫を営業所に併設できない場合は、自動車車庫と営業所とが常時密接な連絡をとれる体制が整備されるとともに、点呼等が確実に実施される体制が確立されていること。
- ⑤ 事故防止についての教育及び指導体制を整え、かつ、事故の処理及び自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に基づく報告等の責任体制その他緊急時の連絡体制及び協力体制について明確に整備されていること。
- ⑥ 上記②～⑤の事項等を明記した運行管理規程が定められていること。
- ⑦ 運輸規則第36条第2項に基づく運転者として選任しようとする者に対する指導を行うことができる体制が確立されていること。
- ⑧ 運転者に対して行う営業区域内の地理及び利用者等に対する応接に関する指導監督に係る指導要領が定められているとともに、当該指導監督を総括処理する指導主任者の選任計画があること。
- ⑨ 整備管理を行う体制が整備されていること(事業用自動車が5両以上の場合には、原則として、常勤の有資格の整備管理者の選任計画があること。ただし、一定の要件を満たすグループ企業(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び第4号に定める子会社及び親会社の関係にある企業及び同一の親会社を持つ子会社をいう。)に整備管理者を外部委託する場合は、事業用自動車の運行の可否の決定等整備管理に関する業務が確実に実施される体制が確立されていること)。
- ⑩ 利用者等からの苦情の処理に関する体制が整備されていること。

(10) 運転者等

- ① 事業計画を遂行するに足る員数の有資格の運転者を常時選任する計画があること。
- ② 施行規則第6条第1項第9号に規定する特定自動運行旅客運送を行う場合にあつては、事業計画を遂行するに足る員数の運輸規則第15条の2に規定する特

定自動運行保安員を常時選任する計画があること。

- ③ これらの場合、適切な乗務割、労働時間、給与体系を前提としたものであって、労働関係法令の規定に抵触するものではないこと。
- ④ 運転者及び特定自動運行保安員は、運輸規則第36条第1項各号に該当する者ではないこと。
- ⑤ 定時制乗務員を選任する場合には、適切な就業規則を定め、適切な乗務割による乗務日時の決定等が適切になされるものであること。
- ⑥ 福祉輸送自動車のうち、福祉自動車に乗務する者は、以下のア～エのいずれかの要件を満たすよう努めなければならない。
 - ア 一般財団法人全国福祉輸送サービス協会が実施する福祉タクシー乗務員研修を修了していること。
 - イ 介護福祉士の資格を有していること。
 - ウ 訪問介護員の資格を有していること。
 - エ サービス介助士の資格を有していること。
- ⑦ 福祉輸送自動車のうち、福祉自動車以外のセダン型等の一般車両に乗務する者は、以下のア～ウのいずれかの要件を満たさなければならない。
 - ア 介護福祉士の資格を有していること。
 - イ 訪問介護員の資格を有していること。
 - ウ 居宅介護従業者の資格を有していること。

(11) 資金計画

- ① 所要資金の見積もりが適切であり、かつ、資金計画が合理的かつ確実なものであること。

なお、所要資金は次の（イ）～（ト）の合計額とし、各費用ごとに以下に示すところにより計算されているものであること。

 - （イ）車両費 取得価格（未払金を含む）又はリースの場合は1年分の賃借料等
 - （ロ）土地費 取得価格（未払金を含む）又は1年分の賃借料等
 - （ハ）建物費 取得価格（未払金を含む）又は1年分の賃借料等
 - （ニ）機械器具及び什器備品 取得価格（未払金を含む）
 - （ホ）運転資金 人件費、燃料油脂費、修繕費等の2か月分
 - （ヘ）保険料等 保険料及び租税公課（1年分）
 - （ト）その他 創業費等開業に要する費用（全額）
- ② 所要資金の50%以上、かつ、事業開始当初に要する資金の100%以上の自己資金が申請日以降常時確保されていること。

なお、事業開始当初に要する資金は、次の（イ）～（ハ）の合計額とする。

 - （イ）①（イ）に係る頭金及び2か月分の分割支払金、又は、リースの場合は2か月分の賃借料等。

ただし、一括払いによって取得する場合は、①（イ）と同額とする。

(ロ) ① (ロ) 及び (ハ) に係る頭金及び2か月分の分割支払金、又は、2か月分の賃借料及び敷金等。

ただし、一括払いによって取得する場合は、① (ロ) 及び (ハ) と同額とする。

(ハ) ① (ニ) ～ (ト) に係る合計額

(12) 法令遵守

- ① 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員が、一般乗用旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令の知識を有するものであること。
- ② 健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく社会保険及び労働保険(以下「社会保険等」という。)に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に加入すること。
- ③ 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。)(以下「申請者等」という。)が、次の(イ)から(ホ)のすべてに該当する等法令遵守の点で問題のないこと。
 - (イ) 法、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)、タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。
 - (ロ) 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。
 - (ハ) 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。

(ニ) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)の違反により申請日前2年間及び申請日以降に営業の停止命令、認定の取消し又は営業の廃止命令の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。

(ホ) 申請者等が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者であって、申請日前5年間に法第23条の3の規定による運行管理者資格者証の返納を命じられた者ではないこと。

(13) 損害賠償能力

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示(平成17年国土交通省告示第503号)で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があること。

(14) 条件等

当該事業の許可にあたっては、以下の条件を付すこととする。

①当該輸送の対象

次に掲げる者及びその付添人の輸送に限る。

(イ) 介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者

(ロ) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者

(ハ) 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者

(ニ) 上記(イ)～(ハ)に該当する者のほか、肢体不自由、内部障害、精神障害及び知的障害その他の障害を有する等により単独での移動が困難な者であって、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者

(ホ) 消防機関又は消防機関と連携するコールセンターを介して、患者等搬送事業者による搬送サービスの提供を受ける患者

②使用車両は、次に掲げる自動車とする。

(イ) 施行規則第51条の3第1項第7号に規定する福祉自動車(車椅子若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車)

(ロ) (イ)によらず、セダン型等の一般車両を使用する場合にあつては、以下の(i)～(iii)のいずれかの要件を満たした者が乗務する自動車

(i) 介護福祉士の資格を有していること。

- (ii) 訪問介護員の資格を有していること。
- (iii) 居宅介護従業者の資格を有していること。
- ③営業所のみにおいて輸送の引受けを行うこと。
- ④使用する車両には、外部から見やすいように車体の側面に福祉輸送事業に用いる車両である旨次の事項を表示すること。
 - (イ) 事業者の氏名、名称又は記号
 - (ロ) 「福祉輸送車両」及び「限定」の文字
 - (ハ) (イ) 及び (ロ) の文字は、大きさ縦横50ミリメートル以上の横書きとし、ステッカー、マグネットシート又はペンキ等により、自動車の側面両側に外部より見やすいように表示する。
- ⑤運輸開始までに社会保険等加入義務者が社会保険等に加入すること。

3 事業計画の変更の認可

- (1) 2 (1) ~ (11) 及び (13) ~ (14) ((14) ④を除く。) に準じて審査する。
- (2) 事業規模の拡大となる申請 (営業区域の拡大並びに自動車車庫の新設、位置の変更 (収容能力の拡大を伴うものに限る。) 及び収容能力の拡大並びに自動車車庫の収容能力の拡大を要する事業用自動車の数の変更) については、申請者等が次のすべてに該当するものであること等法令遵守の点で問題のないこと。
 - ① 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限 (禁止) の処分を受けた者 (当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。) ではないこと。
 - ただし、事業規模拡大に係る営業区域外で受けた自動車等の使用停止以上の処分であって、以下に掲げるものを除く。
 - (イ) 運転者等の道路交通法の違反による処分 (地方運輸局長が定める処分基準の初犯又は初回欄の適用がある場合に限る。)
 - (ロ) 申請日前3ヶ月間及び申請日以降に地方運輸局長が定める処分基準において20日車未満の自動車等の使用停止処分を行うべきものとされている法令違反に係るもの (処分日車数が20日未満に軽減された場合を含み、加重により20日車以上となった場合を除く。)
 - ② 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限 (禁止) の処分を受け

た者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

ただし、事業規模拡大に係る営業区域外で受けた自動車等の使用停止以上の処分であって、以下に掲げるものを除く。

（イ） 運転者等の道路交通法の違反による処分（地方運輸局長が定める処分基準の初犯又は初回欄の適用がある場合に限る。）

（ロ） 申請日前6ヶ月間及び申請日以降に地方運輸局長が定める処分基準において20日車未満の自動車等の使用停止処分を行うべきものとされている法令違反に係るもの（処分日車数が20日未満に軽減された場合を含み、加重により20日車以上となった場合を除く。）

- ③ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

ただし、事業規模拡大に係る営業区域外で受けた自動車等の使用停止以上の処分であって、以下に掲げるものを除く。

（イ） 運転者等の道路交通法の違反による処分（地方運輸局長が定める処分基準の初犯又は初回欄の適用がある場合に限る。）

（ロ） 申請日前3ヶ月間及び申請日以降に地方運輸局長が定める処分基準において20日車未満の自動車等の使用停止処分を行うべきものとされている法令違反に係るもの（処分日車数が20日未満に軽減された場合を含み、加重により20日車以上となった場合を除く。）

- ④ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前に当該命令された事項が改善されていること。

- ⑤ 申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと。

- ⑥ 申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法の違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）等）がないこと。

- ⑦ 旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）及び自動車事故報告規則に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。

⑧ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の違反により申請日前2年間及び申請日以降に営業の停止命令、認定の取消し又は営業の廃止命令の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

(3) 条件及び期限

隣接市町村を営業区域とする事業計画の変更の認可に当たっては、以下の条件及び期限を付すこととする。

- ① 隣接市町村の区域に係る輸送は、隣接市町村に接する県の境界に接する市町村に所在する営業所において運送の引受けを行うものに限る。
- ② 期限は認可後2年間とする。

4 事業の譲渡譲受の認可

- (1) 事業を譲り受けようとする者について、2(1)～(14)の定めるところ（譲受人が既存事業者の場合の2(12)は3(2)とする。）に準じて審査する。
- (2) 事業の全部を譲渡譲受の対象とするものであること。ただし、「タクシー事業に係る事業の分割譲渡の取扱いについて」（平成10年12月17日付け自旅第198号）において認められている場合において分割譲渡が行われる場合は、この限りでない。

5 合併、分割又は相続の認可

- (1) 合併若しくは分割により事業を承継する法人又は相続人について、2(1)～(14)の定めるところ（合併又は分割後に存続する事業者若しくは相続人が既存事業者の場合の2(12)は3(2)とする。）に準じて審査する。
- (2) 分割の認可については、分割後において存続する事業者が、2(4)の基準を満たさない申請については、認可しないこととする。
- (3) 分割の認可については、商法等の一部を改正する法律（平成12年法律第90号）附則第5条及び会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成12年法律第103号）に基づき、会社の分割に伴う労働契約の承継等が行われているものであること。
- (4) 事業の一部の分割の認可については、設立会社等が次のいずれかに該当するものであること。
 - ① 既存の一般乗用旅客自動車運送事業者（個人タクシー事業者を除く。）
 - ② 分割会社の50%を超える出資による子会社

6 事業の管理の受委託の許可（法第35条第1項）

令和7年3月31日付け国自安第207号・国自旅第352号・国自整第271号に定めるところによる。

7 運送約款の認可

- (1) 公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。
- (2) 施行規則第12条各号に掲げる事項が明確に定められていること。

8 運賃及び料金の認可

別に定めるところにより行うものとする。

9 許可又は認可に付した条件の変更等

上記2～5の許可又は認可に付した条件又は期限について、変更若しくは解除又は期限の延長を行う場合には、上記2～5の定めるところにより審査する。

10 挙証等

申請内容について、客観的な挙証があり、かつ、合理的な陳述がなされるものであること。

11 申請時期

許可申請等は随時受け付けるものとする。

12 処分時期

原則として随時行うこととする。ただし、標準処理期間を考慮した上で一定の処分時期を別途定めることができることとする。

附 則

- 1 本処理方針は、平成18年10月1日に申請のあった事案から適用する。
- 2 既に一般乗用旅客自動車運送事業（患者等輸送限定）の許可を受けている者は、本処理方針に基づく許可を受けたものと見なし、許可条件についても本処理方針の条件を適用するものとする。
- 3 事案の処理に際しては本処理基準によるほか、申請窓口に備え置く「一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の処理方針について」の細部取扱について（平成18年9月28日付け四運自旅第591号）の定めによるものとする。

附 則（平成19年8月 1日付け四運自公第20号）

- 1 本処理方針は、平成19年9月10日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。
- 2 道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日付け国自整第216号）の一部改正に伴い、整備

管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般乗用旅客運送事業者については施行日から2年間、施行前に一般乗用旅客自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

附 則（平成20年7月1日付け四運自公第16号）

本処理方針は、平成20年7月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則（平成21年11月30日付け四運自公第52号）

本処理方針は、平成21年12月1日以降に処分するものから適用するものとする。

附 則（令和5年8月8日付け四運自公第19号）

本処理方針は、令和5年8月8日以降に処分するものから適用するものとする。

附 則（令和5年10月4日付け四運自公第40号）

- 1 本処理方針は、令和5年10月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。
- 2 平成26年5月16日まで社団法人全国乗用自動車連合会等が実施していた「ケア輸送サービス従事者研修」を修了した者については、2（8）⑤及び⑥並びに（12）②（ロ）の要件を満たした者とみなす。

附 則（令和5年10月31日付け四運自公第44号）

本処理方針は、令和5年10月31日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則（令和8年2月9日付け四運自公第30号）

本処理方針は、令和8年2月9日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。